

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月15日

【会社名】 株式会社メガネスーパー

【英訳名】 MEGANESUPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 三 井 規 彰

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当

株式	100,006,200円
新株予約権証券	3,000,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	953,000,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,587,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」という。)に係る募集(以下「本新株式の募集」という)は、平成28年3月15日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種劣後株式、B種劣後株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の単元株式数は100株としていますが、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての単元株式数は1株としています。

A種劣後株式及びB種劣後株式については、各種類株主に対し剰余金の配当は行いません。また、当社が剰余金を分配するときは、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し定款の定めに従い剰余金の分配をした後に剰余金があるときは、普通株主に対して、A種劣後株主及びB種劣後株主に先立ち、普通株式1株につき、普通株式分配基準額の剰余金の分配を行います。また、普通株主に対して剰余金の分配をした後に剰余金があるときは、A種劣後株主に対し、普通株主並びにB種劣後株主と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株あたりの剰余金分配額及びB種劣後株式1株あたりの剰余金分配額のそれぞれと同額の剰余金の分配を行います。

また、A種劣後株式及びB種劣後株式には、各種種類株式を有する種類株主が、各種種類株式と引換えに普通株式の交付を当社に請求することができる取得請求権が付されています。

A種劣後株式及びB種劣後株式について、各種種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有します。

また、A種劣後株式及びB種劣後株式には、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しません。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、各種種類株式を有する種類株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当社が剰余金を分配するときは、各種種類株式を有する種類株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。なお、剰余金の配当及び剰余金の分配については、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る支払順位は同順位とします。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、各種種類株式を有する種類株主が、当該種類株式と引換えに金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権がそれぞれ付されています。A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、当社が、金銭と引換えに各種種類株式を取得することができる取得条項が付されています。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、各種種類株式を有する種類株主は、株主総会において議決権を有しません。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、各種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならないとしています。

また、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式には、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しません。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,587,400株	100,006,200	50,003,100
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,587,400株	100,006,200	50,003,100

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
63	31.5	100株	平成28年3月31日(木)	-	平成28年3月31日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申し込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行なうものとしします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行なわれないこととなります。

5. 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メガネスーパー 財務グループ	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	100個(新株予約権1個につき100,000株)
発行価額の総額	3,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき30,000円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年3月31日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メガネスーパー 財務グループ 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
割当日	平成28年3月31日(木)
払込日	平成28年3月31日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸一丁目2番1号

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社の第12回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)に係る募集(以下、本新株式の募集とあわせて「本件第三者割当」という。)は、平成28年3月15日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当ては行なわれないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄1項(2)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 2 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2項(1)を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。 3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。 4 行使価額の下限 行使価額は40円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。 5 割当株式数 10,000,000株(平成27年12月31日現在の当社発行済普通株式総数81,062,425株に対する割合は、12.3%)。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の発行価額の総額3,000,000円に下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の400,000,000円を合算した金額である403,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。) 7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。 8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社メガネスーパー 普通株式(以下「当社普通株式」という。)完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式における単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}) \div \text{調整後行使価額}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初行使価額の95円とする。但し、行使価額は本欄3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東証における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降（以下「本号事由」という。）、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権者が本新株予約権の行使を行う度、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。また、本新株予約権者は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3項第(1)号に定める通知を本号事由が生じてから3取引日以内に為すものとする。</p> <p>(2) 行使価額は40円（但し、本欄3の行使価額の調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとし、前項によって計算された行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。))の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。))における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	953,000,000円 (注)すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した金額である。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第(2)号乃至第(4)号及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項によって調整が行われることがある。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 2. 取扱場所 該当事項無し 3. 払込場所 株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店 (1)本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構又は社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に株式会社証券保管振替機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2)本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。 (3)本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1)当社は、平成28年4月1日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 (2)いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。 但し、当社が割当予定先(後記第3 第三者割当の場合の特記事項1 割当予定先の状況 a. 割当予定先の概要に明示される。以下同じ。)と締結する本新株予約権に係る新株予約権買取契約(以下「本契約」という。)において、割当予定先は、当社の取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しないものとする旨が定められている。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件 本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 背景

当社は、株式会社アドバンテッジパートナーズ及び当社の長期連帯株主である同社がサービスを提供するファンドからの事業再生支援のもと、「目から元気に！」を基本コンセプトに「アイケアカンパニー」となることを宣言し、単に眼鏡・コンタクトレンズを販売するにとどまらず、「眼の健康寿命」に配慮した商品・サービスやアドバイスを提供する企業への変革を目指し、事業構造の再構築を進めてまいりました。

平成27年4月期においては、事業構造の再構築を進める過程で1,487百万円の当期純損失を計上したことに伴い、平成27年4月期末の純資産が969百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同第601条第1項第5号本文)に該当することになりました。加えて、平成27年4月期を含めて営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスになったことに伴い、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当することとなり、当社株式は上場廃止に係る猶予期間に入っております。そのようなことから、平成28年4月期においては債務超過の状態を解消するとともに、業績回復を果たし営業利益または営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化を実現果することを喫緊の経営課題と位置付けております。これらが達成された場合、平成28年4月期有価証券報告書の提出日に「JASDAQ業績基準による猶予期間からの解除が東京証券取引所より公表されることとなります。

そのような中で、平成28年4月期においては、平成27年6月12日付にて公表した「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づき、ミドル・シニア層を主たるターゲットとする「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換を加速させ、当期純利益440百万円の達成を目指すほか、マッコリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権等、継続的な資本増強策の検討並びに推進することにより、当事業年度における業績回復並びに債務超過の解消を目指しております。

その結果、当事業年度における業績につきましては、これまで注力してきた事業構造の再構築により、高付加価値商品・サービスの充実に伴う収益構造の多様化とコスト構造の最適化が進展し、当第1四半期会計期間において営業利益が16四半期ぶり、経常利益が19四半期ぶり、四半期純利益が24四半期ぶりに黒字転換を果たすとともに、当第3四半期累計において、営業利益446百万円、経常利益370百万円、四半期純利益192百万円を計上することとなり、事業再生から再成長のフェーズに向けて業績は急速に回復いたしております。なお、平成28年4月期の業績予想に対して当第3四半期累計期間までの進捗率は、売上高70.6%、営業利益58.7%、経常利益58.7%、当期純利益43.7%となっております。

また、平成28年4月期においては、ミドル・シニア層を主たるターゲットとした「アイケア重視のサービス型店舗」への転換を加速するべく新規出店を強化しており、期首計画の40店舗出店に対して本日時点で34店舗出店しており(平成28年4月期末時点では36店舗となる見込み)、既存店の収益力向上とあわせて当事業年度における業績への寄与が高まっております。当社の再成長を確実なものとするためには、引き続き「アイケア重視のサービス型店舗」の拡充による収益性の高い店舗の展開を企図しており、平成29年4月期～平成30年4月期についても、各期40店舗程度の新規出店を見据えより一層の収益基盤強化を図ってまいります。

一方、債務超過の状態の解消については、マッコリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権の全ての権利行使が平成27年12月28日に完了したこと、当第3四半期累計期間における当期純利益とあわせて、当第3四半期末における上場廃止基準上の純資産()は25百万円(貸借対照表上の純資産は73百万円)を計上し、当第3四半期累計期間においては債務超過の状態を解消しております。しかしながら、マッコリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権による資本増強は、当初行使価額ベースで1,206百万円を企図していたところ(下限行使価額ベースでは664百万円)、下限行使価額を上回る株価で行使が促進されたものの、株価の動向等により資本増強額は821百万円となっております。

そのような中で、前述しておりますとおり、平成28年4月期においては、債務超過の状態を解消するとともに、業績の回復を果たすことを喫緊の経営課題と位置づけておりますが、当社はこれらの実現により事業再生から再成長のフェーズへの移行が適うと考えており、より保守的かつ慎重に平成28年4月期末を見据えております。そこで、当社店舗並びに保有する遊休不動産等の資産評価や、市場環境の変化や季節変動等が業績進捗に及ぼす影響等の不確実性を踏まえたくえで、十分かつ適切な資本増強策を講じることにより財務基盤を強化する必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、これまで当社では最適な財務施策を継続的に検討してまいりましたが、本日、新株式及び本新株予約権の発行により資本増強を行うことを決定いたしました。

新株式の発行は、より即効性のある財務施策を通じた十分かつ適切な資本増強により平成28年4月期末における債務超過の解消を早期により確実なものとするほか、新株予約権の発行は、更なる資本増強の機会を確保する一方、再成長フェーズへの移行を見据えた当社事業の成長資金を確保することを主たる目的としております。債務超過により当社株式が上場廃止となる懸念を早期かつ確実に解消すること、並びに事業再生から再成長のフェーズへの移行に向けた財務体質の強化は、株主保護の観点からも重要な課題であると認識しており、当社として、このタイミングで新株式並びに新株予約権の発行を行う必要があると判断した次第です。

(注) 東京証券取引所の上場関係規則における債務超過の状態を判断するために算定される純資産の額とは、貸借対照表の純資産の部の合計額に、当該純資産の部に記載される新株予約権や評価・換算差額等を控除して得た金額をいいます。

(2) 本新株予約権発行の必要性

株主保護の観点からは、平成28年4月期の通期黒字化並びに通期計画を達成し、加えて喫緊の経営課題と位置づける債務超過の状態が解消された後、市場による当社の評価が株価に反映され安定的に推移して以降の資金調達が望ましいと考えております。

一方、前述しておりますとおり、平成28年4月期においては、喫緊の経営課題と位置付ける事業再生から再成長フェーズへの完全移行を目指した業績の回復、並びに債務超過解消の実現が不可欠であり、これらを実現し、上場を維持することは株主利益にも適うものであると考えております。

そこで、当初行使価額を本新株予約権の発行決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(以下、「東証」)における当社株式の終値66円の143.9%である95円と高めに設定することで、現状の株価では行使が促進されることがないよう配慮しております。一方、上記「1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」において記載しているとおり、平成28年4月期においては、業績回復により事業再生から再成長のフェーズに移行すること、並びに早期かつ確実に債務超過の状態を解消することが喫緊の経営課題であるところ、平成28年4月期末を見据えた場合には、市場環境や季節変動等における業績進捗や、当社店舗や保有する遊休不動産における資産評価等の不確実性をも踏まえたうえで、より確実に債務超過の解消を実現する必要があると当社は考えております。そこで、平成28年4月末を見据えて当社が債務超過解消の確実性を高めるため、資本増強が必要と判断する際は、かかる判断に基づき行使価額の修正開始を決定できるとともに、一定の条件の下で、当社が割当先に対して本新株予約権の行使を指示すること、割当先が当社の指示に基づき本新株予約権を行使するよう本新株予約権は設計されております。

(3) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100,000株、本新株予約権の目的となる株式の総数は10,000,000株です。割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されます。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記及び及びに記載のとおり、当社による行使価額の修正に加えて、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約書の規定により、当社による行使指示又は行使停止を行うことが可能となりますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初95円(発行決議日の直前営業日の東証終値の143.9%)ですが、当社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東証における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権者が本新株予約権の行使を行う度、本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正されます。よって、株価が114円未満で推移し、かつ当社が行使価額の修正開始を決議しなかった場合には、本新株予約権の行使価額の修正は行われません。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。
- ・当初行使価額について、時価を上回る95円とした理由は、既存株主の希薄化や当社株式の需給の悪化が直ちに進むことを防ぐため、2015年通年における東証終値の最高値92円を一定程度上回る水準を念頭に割当先と交渉した結果、割当予定先より提案を受け、当社といたしましても、かかる水準であれば直ちに行使は進まないと判断したためです。また、当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った場合を修正の事由とした理由は、当社の再成長が進展し将来的に株価が上昇した場合において、時価と大きくかい離した行使価額にて新株式が交付されることを防ぐためです。なお、114円は当初行使価額95円に対して120%の水準となります。
- ・行使価額は40円(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとし、前項によって上記で計算された行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。なお、下限行使価額は本新株予約権の発行要項に記載の各事由により生じる行使価額の調整の適用を受けるものとし
- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降2年間(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)となります。

行使価額の修正

- ・資本増強や再成長資金の投下等、必要に応じて当社の判断により、本新株予約権の行使価額の修正開始を決議できるものとします。もしくは、東証における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正されます。
- ・行使価額は40円(但し、一定の条件のもと行使価額の調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとし、前項によって計算された行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。

当社による本新株予約権の取得の請求

当社は、平成28年4月1日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

割当先による本新株予約権の取得の請求

割当先は、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得するものとします。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約書において、主に下記(及び)の内容について合意する予定です。

制限超過行使の禁止

本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、当該行使による取得することとなる株式が、本新株予約権の払込期日時点における当社の発行済普通株式総数の10%を超える場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)は行えないものとします。

当社による行使指示

- ・本新株予約権の発行要項第11項に基づき行使価額の修正が開始した場合、当該開始日以降、当社は割当先に対して、行使指示を行おうとする日の直前20営業日における当社普通株式の出来高の平均値を上限に、新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができるものとします。ただし、行使指示に際しては、当該行使指示を行おうとする日において、以下の要件が満たされていることを前提とします。

- () 前回の行使指示を決定した日から10営業日以上が経過していること
- () 東証における当社普通株式の終値が下限行使価額の110%に相当する金額を下回っていないこと
- () 当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- () 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- () 当社の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- () 行使停止(下記定義する)が行われていないこと
- () 上記の制限超過行使に該当しないこと

- ・上記に基づく行使指示がなされた場合、割当先は当該行使指示より10営業日以内に当該行使指示に係る行使を行うものとします。

当社による行使停止

当社は、行使期間中のいずれかの日において、1暦月につき累計5営業日以内の範囲を定めて、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定(以下「行使停止」といいます。)することができます(但し、上記の行使指示を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような行使停止を行うことはできません。)

2 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について

今回の行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法には、以下のような特徴があります。

<本新株予約権の主な特徴>

中期経営計画(平成28年4月期~平成30年4月期)に基づく当社の再成長資金としての資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能

- ・今般の資金調達における資金調達の拠出時期は、下記「5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途と支出時期」に記載のとおり、約2年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、当社による行使価額の修正や行使指示を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権には上限行使価額は設定されていないことから、当社の再成長が進展し、将来的に株価が上昇した場合には、行使価額も対応して上昇します。また取得条項が付されている為、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制されます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能になると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証の当社終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・株価下落局面における本新株予約権の行使価額の修正は、当社が債務超過の解消や再成長資金の確保といった喫緊の経営課題を踏まえて修正開始の決議を行う状況を想定しているため、下限行使価額が40円(発行決議日の直前営業日の東証における当社終値の60.6%の水準)に設定されているものの、下限行使価額付近で行使がなされるのは、相当程度の必要性に迫られた場合のみが想定されること
- ・当社による行使指示は、割当先に対して、行使指示を行おうとする日の直前20営業日における当社普通株式の出来高の平均値を上限としているため、一度に行使指示可能な数量の範囲が定められているほか、各行使指示の間隔は10営業日以上空けることになっており、また、割当先は当該行使指示より10営業日以内に当該行使指示に係る行使を行うものとされているため、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要になった場合等、当社の判断により、行使価額を修正し行使を促進させることができることに加え、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、これにより資本政策の柔軟性を確保していること

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社としては上記 乃至 に記載のメリットが得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は40円(発行決議日の直前営業日の東証における当社終値の60.6%の水準)に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

また、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、三田証券株式会社と締結する買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(三田証券株式会社が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、平成28年4月期末において債務超過の状態を確実に解消すること、事業再生から再成長フェーズへの完全移行を見据え、持続的な成長を実現する機動的な資本増強並びに資金調達として、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づく目標を実現し得る資金調達の方法を模索してまいりました。資金調達の方法としては、債務超過の状態を確実に解消すること、持続的な成長を実現するための先行投資資金の確保を目的とする資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うべきと考えました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社が現在上場廃止の猶予期間に入っていること等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達手段としては合理的ではないと判断いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような判断をいたしました。

本新株式での資金調達は、平成28年4月期末における債務超過の解消をこの段階でより確実なものにすることに加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権により予定していた資金調達額が当初行使価額ベースで1,206百万円であったところ(下限行使価額ベースでは664百万円)、株価の動向等により資金調達額が821百万円となったことから、差額の385百万円のうち、新店出店費用のうち一定程度を確保しておくことを勘案し、現時点における最良の選択であると判断しました。

本新株予約権での資金調達は、当社及び当社の既存株主にとって、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行されないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断し採用いたしました。また、当社の成長戦略のために、平成29年4月期より2年間かけて段階的に投資していくことを見据えており、本新株予約権の行使による資金需要に応じた柔軟な資金調達が必要と判断しました。

なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、当社の再成長に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。また、実際の支出時期より前に資金調達が確保できた場合、調達された資金は銀行預金として安定的に管理してまいります。

- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で締結する本契約には、「(注)2 資金調達方法の概要及び選択理由(1)本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について」に記載した内容が含まれます。
- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項
本契約において、割当予定先が本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する旨が定められます。
- 7 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、株式会社証券保管振替機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項第(2)号記載の口座に入金された日に発生します。
- 8 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
- 9 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 10 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,053,006,200	15,000,000	1,038,006,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(100,006,200円)及び本新株予約権の払込金額の総額(3,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(950,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用6,000,000円、登記関連費用6,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料等)3,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。なお、上記発行諸費用の概算額は、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して実施する新株式の募集に係る発行諸費用も含んでおります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途と支出時期

本件第三者割当における本新株式及び本新株予約権発行による払込金額の合計額から発行諸費用を除いた手取概算額1,038,006,200円は、新規出店のための費用に充当します。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規出店費用(注)	1,038	平成28年4月～平成30年4月

(注) 上記記載の差引手取概算額である1,038百万円については、事業再生から再成長を目指す当社の「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づき、ミドル・シニア層を主たるターゲットとした「アイケア重視のサービス型店舗」の新規出店費用として充当する予定です。

なお、本項でいう新規出店費用とは、主には当社が新規出店する際に資金投下する建設費用及び機械購入費用並びに預託保証金等を指しておりますが、広義の意味では、眼鏡やコンタクトレンズ等を販売する店舗網を有する会社の株式取得等のM&Aによる店舗拡充により「アイケア重視のサービス型店舗」に転換する際に要する費用も含むものいたします。

「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」では、各期において40店舗の新規出店を行なうことを計画しております。新規出店にかかる費用には、建設費用及び機械購入費用並びに預託保証金等がありますが、従来1店舗あたり平均40百万円を要していたところ、事業再生の過程において、賃料や敷金・保証金が比較的安く条件面でも優れた物件の確保、居抜き物件における既存什器の活用や坪効率を重視した店舗設計に基づく内外装費用の軽減等による出店工事代の抑制、及び出店エリアの顧客層や商圈特性に合わせた効率的なオープン告知・販促施策の展開等による諸費用の低減など出店基準を厳格化したことに加えて、平成28年4月期においてはより保守的かつ慎重に新規出店を行なったことから、1店舗あたり平均30百万円での新規出店を見据えていたところ、一店舗あたり平均13.8百万円での新規出店となっております(平成28年4月期における新規出店40店舗の計画に対して現時点で34店舗出店済み、4月末時点では36店舗となる見込み)。

そのような中で、中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)期間である平成29年4月期～平成30年4月期についても、同計画に基づくとともに、平成28年4月期における新規出店の投資効果を踏まえつつ、より収益力のある新規出店を行なっていく計画です。そこで、本新株式並びに本新株予約権の発行により調達される資金の全額は新規出店費用として充当いたします。

また、上記記載の差引手取概算額である1,038百万円は、平成28年4月期における1店舗あたりの出店費用を目安として1店舗あたり13.5百万円、平成29年4月期～平成30年4月期における新規出店数約77店舗として算出しております。

一方、今後の新規出店にあたっては、厳格化された新規出店基準のもと、より投資対効果の高い新規出店を目指していくことから、商圈、立地や店舗規模等を勘案のうえ、77店舗の新規出店費用が1,038百万円を上回る場合は当社の営業活動から得られるキャッシュフローとあわせて新規出店を行なってまいります。

当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株及び本新株予約権の募集と並行して、新株式の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しておりますが、本新株式及び本新株予約権の発行により調達される資金と新株式の発行により調達される資金の全額を新規出店費用に充当して、今後の成長基盤の確立と安定的な企業運営、中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の利益に資するものと考えております。既存店舗の成長に加えて、新規出店による売上規模の拡大により、より一層の収益基盤の強化を図り、本計画の確実な達成に向けて、収益の拡大を図ってまいります。

当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株及び新株予約権の募集と並行して、新株式の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。新株式の募集については、割当予定先の一部を当社役員とする方針ですが、依頼先が広範になることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当候補先である当社役員に依頼を行います。そのため、本日時点において割当予定先の一部は未定となります。

資金使途の合理性に関する考え方

当社は平成27年4月期において、事業構造の再構築を進める過程で1,487百万円の当期純損失を計上したことに伴い、平成27年4月期末の純資産が969百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同第601条第1項第5号本文)に該当することになりました。加えて、平成27年4月期を含めて営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが4期連続でマイナスになったことに伴い、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当することとなり、当社株式は上場廃止に係る猶予期間に入っております。そのようなことから、平成28年4月期においては債務超過の状態を解消するとともに、業績回復を果たし営業利益または営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化を実現することを喫緊の経営課題と位置付けております。これらが達成された場合、平成28年4月期有価証券報告書の提出日にJASDAQ業績基準による猶予期間からの解除が東京証券取引所より公表されることとなります。

そのような中で、平成28年4月期においては、平成27年6月12日付にて公表した「中期経営計画(平成28年4月期～平成30年4月期)」に基づき、ミドル・シニア層を主たるターゲットとする「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換を加速させ、当期純利益440百万円の達成を目指すほか、マコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権等、継続的な資本増強策の検討並びに推進することにより、当事業年度における業績回復並びに債務超過の解消を目指しております。

その結果、当事業年度における業績につきましては、これまで注力してきた事業構造の再構築により、高付加価値商品・サービスの充実に伴う収益構造の多様化とコスト構造の最適化が進展し、当第1四半期会計期間において営業利益が16四半期ぶり、経常利益が19四半期ぶり、四半期純利益が24四半期ぶりに黒字転換を果たすとともに、当第3四半期累計において、営業利益446百万円、経常利益370百万円、四半期純利益192百万円を計上することとなり、事業再生から再成長のフェーズに向けて業績は急速に回復いたしております。なお、平成28年4月期の業績予想に対して当第3四半期累計期間までの進捗率は、売上高70.6%、営業利益58.7%、経常利益58.7%、当期純利益43.7%となっております。

一方、債務超過の状態の解消については、マコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権の全ての権利行使が平成27年12月28日に完了したこと、当第3四半期累計期間における当期純利益とあわせて、当第3四半期末における上場廃止基準上の純資産()は25百万円(貸借対照表上の純資産は73百万円)を計上し、当第3四半期累計期間においては債務超過の状態を解消しております。しかしながら、マコーリー・バンク・リミテッドに対して実行した第10回新株予約権による資本増強は、当初行使価額ベースで1,206百万円を企図していたところ(下限行使価額ベースでは664百万円)、下限行使価額を上回る株価で行使が促進されたものの、株価の動向等により資本増強額は821百万円となっております。

前述しておりますとおり、平成28年4月期においては、債務超過の状態を解消するとともに、業績の回復を果たすことを喫緊の経営課題と位置付けておりますが、当社はこれらを達成することによって事業再生から再成長のフェーズへの移行が適うと考えており、より保守的かつ慎重に平成28年4月期末を見据えております。そこで、当社店舗並びに保有する遊休不動産等の資産評価や、市場環境の変化や季節変動等が業績進捗に及ぼす影響等の不確実性を踏まえたうえで、十分かつ適切な資本増強策を講じることにより財務体質の強化を図る必要があると考えております。

かかる状況を踏まえ、これまで当社では最適な財務施策を継続的に検討してまいりましたが、本日、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して実施する新株式の募集により資本増強を行うことを決定いたしました。

新株式の発行は、より即効性のある財務施策を通じた十分かつ適切な資本増強により平成28年4月期末における債務超過の解消を早期により確実なものとするほか、新株予約権の発行は、更なる資本増強の機会を確保する一方、再成長フェーズへの移行を見据えた当社事業の成長資金を確保することを主たる目的としております。債務超過により当社株式が上場廃止となる懸念を早期かつ確実に解消すること、並びに事業再生から再成長のフェーズへの移行に向けた財務体質を強化することは、株主保護の観点からも重要な課題であると認識しており、当社として、このタイミングで新株式並びに新株予約権の発行を行う必要があると判断した次第です。

そのようなことから、本件第三者割当増資は、資本増強により当社喫緊の経営課題と位置付ける債務超過の解消をより確実なものとするにより上場を維持すること、再成長のフェーズへの完全移行を目指す中、財務体質の強化を図ることを企図としております。これらは、いずれも既存株主に対する株主価値の向上・強化につながると考えておりますので、調達する資金用途は合理的であると考えております。

(注)東京証券取引所の上場関係規則における債務超過の状態を判断するために算定される純資産の額とは、貸借対照表の純資産の部の合計額に、当該純資産の部に記載される新株予約権や評価・換算差額等を控除して得た金額をいいます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株及び本新株予約権の募集と並行して、以下の新株式の募集を決議し、同日に有価証券届出書を提出しております。

< 新株式の募集要項 >

(1)	払込期日	平成28年4月7日(木)
(2)	発行新株式数	普通株式757,700株(注)
(3)	発行価格	1株につき金66円
(4)	調達資金の額	金50,008,200円(注)
(5)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 星崎尚彦(当社代表取締役社長) 45,500株 株式会社グレースフュージョン 106,100株 当社役職員 606,100株(注)
(6)	その他	上記各号については、本件第三者割当は金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。

(注) 当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式の募集と並行して、新株式及び新株予約権の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。新株式の募集については、割当予定先の一部を当社役職員とする方針ですが、依頼先が広範になることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当候補先である当社役職員に依頼を行います。そのため、本日時点において割当予定先の一部は未定となります。また、発行新株式数は本新株式の発行における上限株式数を示したものであり、調達資金の額は、上限とする発行新株式数を基に算出した見込額となります。今後、割当予定先並びに発行新株式数を決定した後に、調達資金の額が確定いたします。なお、割当予定先並びに募集株式数は平成28年3月22日に決定いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(株式及び新株予約権の割当予定先)

() 目の健康株式会社

(1)名称	目の健康株式会社
(2)本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 宮川 雅樹
(4)事業内容	経営コンサルティング、有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
(5)資本金	250,000円(平成28年3月15日現在)
(6)主たる出資者及びその出資比率	眼鏡・補聴器革新株式会社 100.00%

() 三田証券株式会社

(1)名称	三田証券株式会社
(2)本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博
(4)事業内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
(5)資本金	500,000,000円(平成28年3月15日現在)
(6)主たる出資者及びその出資比率	三田邦博 53.06%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

(株式及び新株予約権の割当予定先)

() 目の健康株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。 なお、当該会社の親会社(100%出資)である眼鏡・補聴器革新株式会社は当社のB種劣後株式65,278,936株(議決権の数652,789個、総議決権数に対する所有議決権の割合36.11%)を保有する当社の筆頭株主です。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

() 三田証券株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は当該会社に対し、ライツ・オフリングによる第7回新株予約権の発行にかかる業務委託報酬の支払いがあります。

c. 割当予定先の選定理由

() 本新株式

割当予定先である目の健康株式会社は、当社の主要株主にサービスを提供する株式会社アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合が構想する眼鏡、補聴器業界の革新に向けてのプラットフォームカンパニーであり、当社のB種劣後株式65,278,936株(議決権の数652,789個、総議決権数に対する所有議決数の割合36.11%)を保有する筆頭株主である眼鏡・補聴器革新株式会社が100%出資する特定目的会社となります。本新株式並びに新株予約権の発行を検討する過程で、これまで店舗のリニューアル、店舗新モデルの構築や商品政策等の分野でノウハウ供与を通じて協業を行ってきた眼鏡・補聴器革新株式会社に本新株式の引受けについて相談しておりましたが、当社が強化している眼鏡の新規顧客の獲得拡大に向けたイケア商品・サービスの拡充における取り組みを評価いただき、更なる協業の強化を図るため、同社が100%出資する特定目的会社として設立する目の健康株式会社を通じて営業面でのサポートと本新株式の引受けを快諾いただいたことから、今般の第三者割当増資の割当先として選定いたしました。

当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して、新株式の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。新株式の募集については、割当予定先の一部を当社役員とする方針ですが、依頼先が広範になることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当候補先である当社役員に依頼を行います。そのため、本日時点において割当予定先の一部は未定となります。

() 本新株予約権

当社は、本新株予約権における資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するにあたり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることを主目的としつつ、平成28年4月期末における債務超過の解消をより確実なものとするための資本増強策として柔軟な設計がなされることや、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等についてご理解いただいた上で、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。

割当予定先である三田証券株式会社は、当社が平成25年5月20日及び平成26年2月12日付にて公表したライツ・オフリングにおけるアドバイザーとして、資金調達における支援を受けた実績を有しております。そこで、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。そのうえで、同社より株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達すること、平成28年4月期末における債務超過の解消をより確実なものとするための資本増強策として柔軟な設計がなされることという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株予約権を同社に割り当てる手法の提案を受けました。

この提案内容は、当社が再成長に向けた事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行う考えに合致し、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断したことなどから、最終的に本日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先の三田証券株式会社は、昭和24年の創業以来、ユニークなアイデアと金融技術を駆使して運用主体と調達主体を結びつける「直接金融の担い手」として、特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に進めております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

(注)本割当ては、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

目の健康株式会社に割当てる本新株式の総数は1,587,400株であります。

三田証券株式会社に割当てる本新株予約権の割当予定個数は100個、その目的となる株式に総数は10,000,000株あります。

(注)当社は平成28年3月15日の取締役会において、本件第三者割当増資を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。当社役員を引受け対象とする新株式は依頼先が広範なものになることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当候補先に依頼を行い、割当候補先による意思決定手続き等を経て割当予定先を決定いたしますので、本日時点における割当予定先並びに割り当てようとする株式の数は未定となります。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先である目の健康株式会社より、本件第三者割当において取得する当社株株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しています。なお、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社と割当予定先である三田証券株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。買取契約書において、割当予定先は、当社の取締役会による承認がない限り、本契約に基づく権利・義務、本契約上の地位及び本新株予約権を第三者に譲渡しない旨が定められております。

三田証券株式会社は、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断のうえ、市場動向を勘案しながら売却することに加え、売却に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

目の健康株式会社については、本新株式の引受けにあたり、上場会社のグループ企業から資金調達を行う予定であり、資金調達先から意向表明書を受領している旨の報告を受けております。そこで、当社が受領している意向表明書を確認したほか、資金調達先の直近決算期の決算公告において十分な流動資産を保有していることを確認したほか、口頭により十分な現預金を保有していることを確認しております。なお、同社の資金調達先は取引先との関係から外部への公表は差し控えたい旨の申し出を受けております。

三田証券株式会社について、本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払い込みに要する資金が確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先のディスクロージャー資料である平成27年3月期における業務及び財産の状況に関する説明書に記載の貸借対照表より、割当予定先が係る払い込みに要する十分な現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

目の健康株式会社は、第三者調査機関である株式会社経営企画センターに調査を依頼のうえ、調査レポートを確認する方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、同社の資金調達先については上場会社のグループ企業であることから暴力団等とは一切関係がないものと認識しておりますが、記事データベースやWeb等を用いた確認により暴力団等とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

三田証券株式会社は、同社が公表している「反社会的勢力に対する基本方針」の記載内容から、同社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しておりますが、第三者調査機関である株式会社経営企画センターに調査を依頼のうえ、調査レポートを確認する方法により、割当予定先、当該割当予定先の代表取締役及び主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認したほか、割当予定先からの書面により役員等が暴力団等とは一切関係がない旨の確認をしております。

2 【株券等の譲渡制限】

株式については該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠

本新株式の払込金額

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年3月14日)の東証における当社株式の終値66円に0.955乗じた額である63円といたしました。

上記発行価格は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額に0.9を乗じた額以上の価額)であることを踏まえて決定しております。本新株式の発行は、より即効性のある資本増強を図ることにあり、これにより平成28年4月期末における債務超過の解消を早期により確実なものとするを企図している中、割当予定先からのディスカウントの要望を対して、割当予定先と協議した結果、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値に0.955を乗じた額といたしました。

なお、本件第三者割当における発行価格63円は、当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均64.2円(発行価格との乖離1.9%)、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均60.6円(発行価格との乖離+3.8%)、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均58.3円(発行価格との乖離+7.5%)となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価格であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株式の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価格が特に有利な発行価格には該当せず適法である旨の意見を述べております。

本新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町二丁目11番1号、代表者:代表取締役 寺田芳彦)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の発行要項を踏まえた上で、一定の前提(本新株予約権に付された行使価格の修正、行使指示の有無、取得請求等の諸条件、当社株式の株価変動性(ボラティリティ)及び新株予約権価値を算定する上で使用した割引率、配当等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

モンテカルロ・シミュレーションでは発行決議日から行使可能期間終了日までの株価について、十分なパスの数で普通株価をシミュレーションします。各時点におけるシミュレートされた普通株価を前提にして、発行会社は希薄化を抑制しつつ行使促進を図り、本新株予約権者は本新株予約権の価値を最大化するように行動するものとして算定します。

具体的には、発行会社は行使価値が生じることが見込まれるとすぐに取得条項の行使を行い行使の促進を図ります。これに対して割当先は行使を行うものとしております。

普通株価が行使価格を下回っている期間中は、発行会社が行使価格の修正を行って行使指示をすることが可能ですが、これらの合意や確定した予定がないため、これを合理的に想定していません。

行使価格の修正が下限行使価格になる場合でも、割当先は取得請求を行わないものと想定しております。

行使可能期間中に行使できない場合には行使期間終了日に割当先は取得請求を行うものとしています。

なお、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性があります。

かかる算定においては、発行決議日の直前営業日の東証における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、ボラティリティについては発行会社の過去実績(60取引日の移動平均)を用い、割引率については取得条項や取得請求の状況を考慮して対象会社において必要な社債や銀行借入に係る金利水準として1.10%~4.11%を用い、将来配当については予定されていないものとして、本新株予約権は1個当たり28,512円~30,690円という算定結果が得られております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果を基に割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個あたりの払込金額を金30,000円といたしました。当社は、上記「1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(3)本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案のうえ、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員からも、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は1,587,400株(議決権の数は15,874個)となります。また、本新株予約権の行使により発行される株式数10,000,000株(議決権の数は100,000個)を合算すると11,587,400株(議決権の数は115,874個)となり、平成27年12月31日における当社発行済普通株式総数81,062,425株(議決権の数は1,807,538個(注))に対して14.29%(議決権の総数に対する割合は6.41%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である三田証券株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場でも株式取引状況を鑑みながら市場に順次売却していく方針ですが、当社株式の直近6ヵ月間の1日あたりの平均出来高は1,615,684株、直近3ヵ月間の1日あたりの平均出来高は1,666,853株、直近1ヵ月間の1日あたりの平均出来高は1,959,295株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が当初行使価額ですべて行使された場合における発行株式数10,000,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合、1日あたりの数量は40,816株となり、上記6ヵ月間の1日あたりの平均出来高の2.53%、直近3ヵ月間に1日あたりの平均出来高の2.45%、直近1ヵ月間の1日あたりの平均出来高の2.08%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

(注) 議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。

当社は平成28年3月15日の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して、新株式の募集を決議し、同日有価証券届出書を提出しております。新株式の募集については、割当予定先の一部を当社役職員とする方針ですが、依頼先が広範になることが見込まれるため、同届出書の提出後に割当候補先である当社役職員に依頼を行います。そのため、本日時点において割当予定先の一部は未定となります。したがって、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して実施する新株式の募集に係る新株式の総数は上記発行数量に含めておりません。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合
眼鏡・補聴器革新株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーオフィス17階	65,278,936	36.11%	65,278,936	35.80%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	20,228,239	11.19%	20,228,239	11.09%
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands (東京都港区虎ノ門)	14,115,754	7.81%	14,115,754	7.74%
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区虎ノ門)	12,267,742	6.79%	12,267,742	6.73%
三輪洋照	神奈川県横浜市港北区	1,600,000	0.89%	1,600,000	0.88%
目の健康株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		%	1,587,400	0.87%
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,349,098	0.75%	1,349,098	0.74%
佐々木淳子	千葉県白井市	750,000	0.41%	750,000	0.41%
須田忠雄	群馬県桐生市	700,000	0.39%	700,000	0.38%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP	676,500	0.37%	676,500	0.37%
計		116,966,269	64.71%	118,553,669	65.02%

- (注) 1. 平成27年10月31日時点の株主名簿を基準として大株主を記載しておりますが、総議決権数に対する所有議決権の割合につきましては、平成27年12月31日時点の発行済株式総数を基準に算出しております。
2. 所有株式数は当社普通株式及び種類株式の総数となります。また、議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) 新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合
眼鏡・補聴器革新株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーオフィス17階	65,278,936	36.11%	65,278,936	33.94%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	20,228,239	11.19%	20,228,239	10.52%
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands (東京都港区虎ノ門)	14,115,754	7.81%	14,115,754	7.34%
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区虎ノ門)	12,267,742	6.79%	12,267,742	6.38%
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町3-11		%	10,000,000	5.20%
三輪洋照	神奈川県横浜市港北区	1,600,000	0.89%	1,600,000	0.83%
目の健康株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		%	1,587,400	0.83%
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,349,098	0.75%	1,349,098	0.70%
佐々木淳子	千葉県白井市	750,000	0.41%	750,000	0.39%
須田忠雄	群馬県桐生市	700,000	0.39%	700,000	0.36%
計		116,289,841	64.34%	127,877,241	66.49%

1. 平成27年10月31日時点の株主名簿を基準として大株主を記載しておりますが、総議決権数に対する所有議決権の割合につきましては、平成27年12月31日時点の総議決権数を基準に算出しております。
2. 所有株式数は当社普通株式及び種類株式数の総数となります。また、議決権の数は、当社普通株式を有する株主の議決権に加えて、A種劣後株式及びB種劣後株式を有する種類株主の議決権を含む総数となります。
3. 本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第39期有価証券報告書及び第40期第3四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年3月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

組込情報である第39期有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、当該有価証券報告書提出後（平成27年7月23日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年3月15日）までの間に、次のとおり増減しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月23日～ 平成28年3月15日(注)	14,483,000	180,879,766	376,039	640,728	376,039	775,736

千円未満切り捨てて表示しております。

第10回新株予約権の行使による増加です。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第39期有価証券報告書の提出日（平成27年7月23日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年3月15日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年7月23日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年7月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年7月22日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件<（事業）目的の追加>

第2号議案 定款一部変更の件（公告方法の変更）

第3号議案 当社の取締役に対するストック・オプションのための報酬支給の件

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、星崎尚彦、束原俊哉、小坂雄介、永露英郎を選任する。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役として、吉田豊稔、杉崎 茂、平岡久夫を選任する。

<株主提案（第6号議案から第9号議案まで）>

第6号議案 役員選任の件

取締役として束原俊哉氏に代えて東川 允氏を選任するものであります。

第7号議案 役員選任の件

取締役として小坂雄介氏に代えて山口三尊氏を選任するものであります。

第8号議案 役員選任に反対する件

永露英郎氏を取締役選任に反対するものであります。

第9号議案 役員報酬の個別開示

定款に役員報酬の個別開示の条文を加える。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	1,244,184	3,757	1	(注)1	可決 99.70
第2号議案	1,243,886	3,928	1	(注)1	可決 99.69
第3号議案	1,240,419	7,281	1	(注)1	可決 99.42
第4号議案 取締役4名選任の件					
星崎尚彦	1,242,228	5,470	1	(注)2	可決 99.56
束原俊哉	1,201,724	5,764	1		可決 99.52
小坂雄介	1,201,577	5,843	1		可決 99.52
永露英郎	1,202,986	5,840	1		可決 99.52
第5号議案 監査役3名選任の件					
吉田豊稔	1,242,104	5,597	1	(注)2	可決 99.55
杉崎茂	1,242,148	5,553	1		可決 99.55
平岡久夫	1,242,215	5,486	1		可決 99.56

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

<株主提案(第6号議案から第9号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第6号議案 役員選任の件					
東川允	3,522	1,198,204		(注)1	否決 0.29
第7号議案 役員選任の件					
山口三尊	3,739	1,197,840		(注)1	否決 0.31
第8号議案 役員選任に反対する件					
永露英郎	3,925	1,199,044		(注)1	否決 0.33
第9号議案 役員報酬の個別開示	49,662	1,197,891		(注)1	否決 3.98

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成27年11月24日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年11月19日付取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員に対しストックオプション(新株予約権)を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものです。

なお、当社取締役に対するストックオプション(新株予約権)の発行は、平成27年7月22日開催の当社第39期回定時株主総会において承認決議いただいた、取締役に対するストックオプションの報酬等の範囲内で行うものです。

2 [報告内容]

1 . 銘柄

株式会社メガネスーパー 第11回新株予約権

2 . 発行数発行価額の総額

24,200個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、発行価額の総額は未定である。

3 . 発行価額の総額

未定

4 . 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,420,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記5 . に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)における上場金融商品取引所(ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 e^{-\lambda t} \times N(d_1) - K e^{-r t} \times N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2}\right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

C : コールプレミアム

S_0 : 割当日の株価(原証券価格)

$N(d)$: 正規分布関数

K : 権利行価格

e : 自然対数の底

r : 無リスクの利率(リスクフリーレート)

t : 予想残存期間(算定時点から権利行使期間の中間点までの期間)

\ln : 自然対数

σ : 予想残存期間の株価変動性(ボラティリティ)

d : 予想配当率

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2015年12月4日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が上記4.(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

割当日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」(以下、「APファンド」という。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下、「取得日」という。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4.(5)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4.(7)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事項
上記6.に準じて決定する。
8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
11. 新株予約権の行使請求受付場所
神奈川県小田原市本町4-2-39
株式会社メガネスーパー
12. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
13. 新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。
14. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

16. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 1名 22,000個
当社執行役員 1名 2,200個

(平成27年12月7日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

平成27年11月24日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出しました、ストックオプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2. 発行数発行価額の総額
3. 発行価額の総額

3 [訂正箇所]

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

2. 発行数発行価額の総額
24,200個

上記総額は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、発行価額の総額は未定である。

(訂正後)

2. 発行数
24,200個

3. 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

115,361,400円(新株予約権1個当たり4,767円)

上記金額は新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債権を相殺するものとする。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日	平成27年7月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第3四半期)	自 平成27年11月1日 至 平成28年1月31日	平成28年3月11日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年7月23日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 神 門 剛
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高 屋 友 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成27年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成27年6月19日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付き第10回新株予約権を発行することを決議し、平成27年7月6日に払込が完了している。
- 重要な後発事象2に記載されているとおり、平成27年7月6日から平成27年7月22日までの間に、行使価額修正条項付き第10回新株予約権の一部について権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メガネスーパーの平成27年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メガネスーパーが平成27年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年3月11日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第40期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年11月1日から平成28年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年5月1日から平成28年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成28年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。